

令和元年度第1回袖ヶ浦市景観審議会

1 開催日時 令和元年6月10日（月） 午前10時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 出席委員

会 長	阿部 貴弘	委 員	小林 耕次
副会長	田邊 学	委 員	立崎 政男
委 員	宇野 武夫	委 員	青澤 洋實
委 員	吉田 良美	委 員	高井 由夏
委 員	在原 緑	委 員	岡本 和幸

4 出席職員

市長	出口 清	都市整備課主査	高橋 正人
都市建設部長	江尻 勝美	都市整備課主査	鶴岡 俊洋
都市建設部次長	鈴木 敏幸	都市整備課主事	柿本 健
都市整備課副参事	泉水 雄一郎		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	4人
傍聴人数	0人

6 議 題

- (1) 景観重要公共施設の指定について
- (2) 景観まちづくり賞について
- (3) その他

7 議 事

〈午前 10 時開会〉

事務局（泉水副参事） 【開会】

出口市長 【辞令交付】

出口市長 【挨拶】

阿部会長 【挨拶】

【出口市長、所用のため退席】

事務局（泉水副参事） 【委員紹介】

事務局（泉水副参事） 【職員紹介】

事務局（泉水副参事） 【資料確認】

【出席状況確認】

〔10 名中 10 名の出席、景観条例施行規則第 31 条第 2 項の規定により、定数の 2 分の 1 以上の出席のため、会は成立。〕

景観条例施行規則第 31 条第 1 項の規定に基づきまして、会長が本会の議長を務めることとなっておりますので、これより先は阿部会長をお願いいたします。よろしくお願いします。

阿部会長 それでは、次第にしたがいまして、議事を進めさせていただきます。
本日の議題は 2 件でございます。最初に議題 1 「景観重要公共施設の指定について」事務局から説明をお願いします。

事務局（高橋主査） 【資料 1 により景観重要公共施設の指定について説明】

阿部会長 説明ありがとうございました。ただいま説明いただいた景観重要公共施設ですが、景観計画は届出制度が中心で、民間の建築物を建築する際に行政に届出をし、予め示した基準に適合しているか確認するものです。一方、景観重要公共施設は行政側が作った施設について、整備に関する事項や占用に関する事項を景観計画に載せることにより、

公共施設を景観面からコントロールしていこうというものであります。通常、景観に配慮するものだと考えますが、行政でも部署や組織が変われば方向性が異なることもありますので、景観計画に位置付けることによって景観に対する方向性を一致させるものと認識いただければと思います。その際、施設管理者とは密な協議をしなければいけないので、国や県が管理しているものだと協議にも時間を要することから今回はまず市の施設である袖ヶ浦公園を指定し、今後段階的に県や国の施設も含めて検討していくということです。

田邊副会長 指定候補の袖ヶ浦公園は、パンフレットを確認したところ既に整備済みと見受けられますが、今後施設の改修計画などはあるのでしょうか。

事務局（鈴木次長） 現時点では今後の整備計画はありません。

田邊副会長 では、日常的な管理行為の中で良くないものは直していくとか、自動販売機の話がありましたが、色を統一していくといった管理行為の中で景観の向上を目指すという考えでよろしいでしょうか。

事務局（鈴木次長） その通りです。なお、施設管理を委託している指定管理者とも協議をしていきます。

青澤委員 6月8日に袖ヶ浦公園の展望台に行きましたが、展望台へのルート上にブルーシートで覆われた山がありました。またアジサイも垂れ下がって歩きにくい箇所がありました。展望台周辺でも完成時は樹木も低く見晴らしが良かったと思いますが、現在は木も生い茂り、展望台から袖ヶ浦公園方面がほとんど見えず、展望台としての役割が果たされていないと思います。

事務局（鈴木次長） ご指摘いただいた点については、早急に現場を確認させていただきます。

阿部会長 他にいかがでしょうか。今後、基準を具体的に策定するにあたり、意見があれば反映させやすくなると思います。

在原委員 現状、袖ヶ浦公園の改善点などは把握していますか。

事務局（鈴木次長） 現時点では具体的な整備計画はありませんが、利用者からの意見があれば整備等について検討をしていきます。

阿部会長 ご指摘の点ですが、まずブルーシートについてそこまで規制で踏み込めるかよく協議をしていただきたいと思います。最近、ブルーではなくグレー色のものもあるので、管理者とよく協議いただきたいと思います。また、公園ですので植栽については良好に維持管理をお願いします。何処にどのような手を入れていくのかといった基準を書き込むことも十分協議していただきたいと思います。次に、整備計画はないにせよ、案内板等は色々なデザインがあると統一感もなくなりますので、デザインなどの統一をお願いしたいと思います。最後に、最近、公園内カフェも設置がしやすくなっています。施設は行政が設置し、民間が運営することになると思いますが、施設を設置する際には、事前に想像力を働かせていただいて整備方針などを配慮いただきたいと思います。

事務局（鈴木次長） ご指摘ありがとうございます。公園内に飲食ができる施設ですが、既に袖ヶ浦公園内には「花のテラス」というものがあり運営を民間事業者が行っています。このため、景観重要公共施設に指定する際には、民間事業者とも協議をしていきたいと思っています。

阿部会長 悪気なくオブジェやのぼり旗を立ててしまっている事例もありますので、その辺も踏まえて対応いただきたいと思います。なお、本件については前向きな話だと思いますので、指定についてご異論はないでしょうか。具体的な整備内容については今後詰めていき、審議会で議論していくものと思います。なお、景観重要公共施設の運用ですが、当然シンボリックな公共施設を個別に指定していくことも良いですが、景観形成推進地区とセットで指定するという方向性も検討いただければと思います。例えば景観形成推進地区に指定している袖ヶ浦駅海側地区のメインストリートを景観重要公共施設に指定し、民間にも協力してもらうことも良いと思います。是非、景観形成推進地区とセットで指定できる枠組みを検討いただきたいと思います。また、私は山野貝塚の会議にも出席していますが、袖ヶ浦公園とも近接しています。この周辺には郷土博物館もあり、ネットワーク網を組んでいただきたいと思います。教育委員会側から道路整備について意見を出すことは難しいことであろうかと思うのでご検討いただきたいと思います。

事務局（鈴木次長） 山野貝塚ですが、袖ヶ浦公園と結ぶ散策路について教育部でも検討していると聞いています。今後は景観形成推進地区等の広範囲での指定についても検討をしていきたいと思っています。

阿部会長 他にないでしょうか。それでは次の議題に移ります。

事務局（柿本主事）【資料2により景観まちづくり賞について説明】

阿部会長 毎年実施している景観まちづくり賞ですが、昨年は4件の応募に対し4件の受賞ということで、もう少し賑やかな方が良いと思いますので、今年度は広報に力を入れるということでした。これに対してご意見などありますか。

吉田委員 昨年は4件の応募とのことですが、どのように応募されているのでしょうか。

事務局（鈴木次長） 全て団体からの応募となっています。

吉田委員 現在は募集を開始していますか。

事務局（鈴木次長） 今月から来月末まで既に募集を開始しています。

吉田委員 既に応募された方はいますか。

事務局（鈴木次長） 現時点ではまだです。今年度は応募者数を増やすことを目標として、様々な手法を駆使して増やそうと考えています。もし、お近くで団体等ありましたら応募いただければと思います。

吉田委員 私の知っている団体はすでに受賞されているものがほとんどです。

事務局（鈴木次長） テーマによっても応募数に偏りがありますので、その解消も課題と感じています。

阿部会長 過去に受賞した団体が再受賞することは可能でしょうか。

事務局（鈴木次長） 可能です。

阿部会長 同じ内容、部門はどうかと思いますが、異なる部門であれば受賞ができるということです。まちづくり賞というのは頑張っている市民を応援しようという趣旨だと思います。

在原委員 受賞された後の対応について、もう一度説明いただけますか。

事務局（柿本主事） 受賞された後の対応ですが、現在はインセンティブがなく応募するメリットがないことから応募数が少ないと考えています。また表彰後に何もないということも意見として挙がっています。このため今年度はどうしたら喜ばれるかということを考え、まずは団体のPRをすることで団体の人数も増え、活動も活発になるということから始め、次年度以降は受賞団体ごとにHPにインタビューや活動内容を載せることや、各地区での公民館祭りなどにおいて団体の紹介などをしていきたいと課内で検討調整をしています。

事務局（鈴木次長） 補足しますと、受賞団体の表彰は現在市長室で行っています。市長からは、公衆の前で表彰を行わないかという提案もありましたが、人目を気にするといったこともあり、まだ公の場での表彰は実現していないということもあります。

宇野委員 賞があることが知られていないのではないのでしょうか。例えば、広域農道沿いでは花を植えている団体がいますが、この賞を知っていれば応募するのではないのでしょうか

事務局（鈴木次長） 確かに周知不足ということは認識しています。市HPやポスター等で周知をしていましたがまだまだ周知不足ですので、今年度はSNSなども活用して広報をしていきます。また、庁内の他部署では団体を把握しているということもありますので、全庁的にも照会をしています。

宇野委員 イベント等で周知を図るというのも良いと思います。

事務局（鈴木次長） ご意見として承りたいと思います。

田邊副会長 景観まちづくり賞自体が年度も経過し、団体数も多く受賞している中で、活動団体数には限りがあると思います。先ほど市長からお話

がありましたが、転入者が増え、子供も多く転入していると聞きました。このことから、例えば小学校でまちづくりについて活動しているものを顕彰してあげることなども必要かなと思います。子供が活動すれば親も関与しますので、景観まちづくりに新たな人が関わっていくと思います。可能であれば小中学校の活動にも焦点を当てていけたらと思います。

事務局（鈴木次長） ご意見ありがとうございます。学校関係は教育部を通じて照会をしておりますが、以前は平岡小学校がグリーンのカートンなどで受賞した事例もありますので、引き続き対応していきたいと思います。

阿部会長 受賞することに対し、ブランド力が高まると受賞したいという機運も高まってくると思います。以前、受賞者にはごみ袋代など金銭的な補助を提案しましたが、難しいということで今回は広報や周知に力を入れるとのことでした。お金のかからない範囲で工夫するということですが、受賞者にカードやマークなどを着けていただくなど手作り感があっても良いので、賞を目指していただけるように工夫をしていただきたいと思います。なお、市内で活動している市外の方も応募は可能なのでしょうか。

事務局（鈴木次長） 可能です。昨年度に市外の方が受賞した事例もあります。

阿部会長 県の方にも協力いただいて把握している団体があれば推薦いただくのも良いと思います。その他について委員の皆様から意見等ありますでしょうか。事務局からはいかがでしょうか。

事務局（泉水副参事） 特にございません。

阿部会長 それでは、特に無いようですので、本日予定しました議題は滞りなく、すべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

事務局（泉水副参事） 阿部会長・委員の皆様ありがとうございました。それでは、本年度の審議会開催予定について説明させていただきます。本年度は先ほど説明させていただきました、景観重要公共施設の指定を

予定しており、これに伴い、第2回審議会を年明け頃に予定しております。開催にあたりましては、開催日の日程調整をさせていただき、2週間前までには通知するようにいたしますので、ご出席くださるようお願いいたします。また、議題2の景観まちづくり賞の審査につきましては、改めて委員のみなさまに審査依頼をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日の審議内容につきましては委員の皆様には、議事録作成にあたり発言内容の確認をいただき、その後議事録の写しを事務局から送付させていただきますので、ご了承をお願いいたします。また、議事録につきましては市のホームページ等で公開いたしますことを申し添えます。以上をもちまして、令和元年度第1回袖ヶ浦市景観審議会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

【閉会】

(午前11時10分閉会)

令和元年度 第 1 回袖ヶ浦市景観審議会

日時 令和元年 6 月 1 0 日（月）

午前 1 0 時から

場所 袖ヶ浦市役所 旧館 3 階大会議室

次 第

1 開 会

2 辞令交付

3 市長あいさつ

4 会長あいさつ

5 議 事

（1）景観重要公共施設の指定について・・・資料 1

（2）景観まちづくり賞について・・・資料 2、参考資料

（3）その他

6 閉 会

景観重要公共施設の指定について

1. 景観重要公共施設とは

道路や都市公園等の公共施設は地域の景観を構成する重要な要素であることから、良好な景観の形成に重要な公共施設を「**景観重要公共施設**」として景観法に基づいて指定するものです。

袖ヶ浦市景観計画の「景観重要公共施設に関する事項等の基準」では、良好な景観形成を図るための骨格として、重要公共施設の指定を行うことを位置づけています。

2. 景観重要公共施設指定の目的

指定により、袖ヶ浦市の景観上重要な位置を占めている道路や公園などの公共施設の景観を維持・活用することで魅力ある公共空間の維持・創出が図られます。

また指定を契機に、施設管理者や関連事業者、周辺住民との連携した取り組みを促進することにも繋がります。（**景観まちづくり活動の活発化**）

3. 景観重要公共施設の指定方針

指定は、景観上重要な骨格となる道路、都市公園等を対象とし、施設管理者の同意のもとで行います。

今後指定要件に基づき、景観重要公共施設の指定を目指し、施設管理者等関係機関との協議を進めていきます。

《袖ヶ浦市景観計画での指定要件》

- ・袖ヶ浦の景観を特徴づける拠点として、市民に親しまれている公共施設
- ・市の景観の骨格を形成し、景観軸や景観拠点を構成する公共施設
- ・地域のシンボルとして、景観形成に重要な役割を果たす公共施設

4. 景観重要公共施設の指定効果について

指定により、整備に関する事項や占用等の許可の基準を景観計画に定めることが出来ます。

これにより、対象施設の整備時や占用等を行う際には、基準に従うことが必要となり、良好な景観の形成を図ることが可能となります。

《参考》 整備に関する事項・占用等の許可の基準の例

整備・照明灯、防護柵、管理柵等の色はダークブラウンとする。

- ・車止めは周辺から突出する意匠を避け、周囲の景観との調和に配慮する
- ・植栽は景観と眺望に配慮する。

占用・工作物等の形態は、沿道の建築物とのバランスの取れたものとする。

- ・色彩や素材は、経年変化に配慮したものとする。
- ・工作物の形態意匠について色彩基準による制限（マンセル値による規制）

5. 景観重要公共施設の指定候補について

種 別	名 称
景観重要公園	袖ヶ浦公園

○袖ヶ浦公園（施設管理者：都市整備課、指定管理者：袖ヶ浦公園管理組合）

袖ヶ浦公園は、市の中心近くに位置し、市の景観計画では田園・集落エリアの景観拠点として位置づけられています。園内には四季折々の花が植えられており、桜や花菖蒲とともに様々な花の鑑賞ができ、市内や周辺市町村のみならず、県外からも人が訪れる市内唯一の総合公園になります。

緑豊かな大地地帯と、川沿いの田園地帯の間にあることから、水と緑に恵まれた環境であり、その景観は市民にも愛され、景観まちづくり賞においては、平成 29 年度に袖ヶ浦公園の展望台からの眺望が最優秀賞に選ばれています。

＜選定理由＞

市の管理する公共施設の中でも知名度が最も高く、また公園の行事だけでなく年間を通して様々なイベントの会場となることから、景観 PR になる。

公園の景観を撮影する目的の来園者も多く、良好な景観の形成のため、景観重要公共施設の指定を行う必然性が高い。



園児が公園内を散策する様子



花菖蒲まつりの様子

6. 袖ヶ浦公園における基準等

袖ヶ浦公園	
整備に関する事項 (景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ)	・ 照明灯、防護柵、管理柵、標識、案内サイン等の仕様・色彩 ・ 建築物の屋根及び外壁の基調色 ・ 植栽は景観と眺望に配慮
占用許可基準等 (都市公園法第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項)	・ 工作物、案内サイン等の色彩 ・ 自動販売機の配置、色彩

7. 今後の流れ（予定）

時期	内容
2019年 6月	施設管理者との協議
7月	景観重要公共施設の指定素案作成
9月	庁内会議、全員協議会説明
11月	景観重要公共施設指定に伴うパブコメ（景観計画変更）
2020年 1月	景観審議会、都市計画審議会への諮問
3月	景観重要公共施設指定の決定

景観重要公共施設候補地一覧表

公共施設名 (所在地)	管理者 (指定管理者)	関係する景観 まちづくり賞	施設概要	指定要件			景観上のポイント	優先順位	理由
				袖ヶ浦の景観 を特徴づける拠 点として、市民 に親しまれてい る公共施設	市の景観の骨 格を形成し、景 観軸や景観拠 点を構成する公 共施設	地域のシンボ ルとして、景観 形成に重要な 役割を果たす 公共施設			
袖ヶ浦公園 (飯富2360番地)	都市整備課 (袖ヶ浦公園管理組合)	H29最優秀賞 H29優秀賞	総合公園 面積:25.2ha	◎	○	◎	袖ヶ浦公園は、市の中心近くに位置し、市の景観計画では田園・集落エリアの景観拠点として位置づけられている。 園内には四季折々の花が植えられており、特に桜や花菖蒲、アジサイ等の時期には市外からも多数の訪問客が訪れている。 公園敷地内だけでなく、公園の北側隣接するため池には、冬場になると多数の渡り鳥が見られることから、公園の景観の一部として機能しており、周辺を回る散策路も整備されている。 緑豊かな台地地帯と、川沿いの田園地帯の間にあることから、水と緑に恵まれた環境であり、その景観は市民にも愛され、景観まちづくり賞でも、多くの応募者が袖ヶ浦公園をテーマにし、平成29年度には田園地域を一望する展望台地からの眺望が最優秀賞に選ばれているなど、袖ヶ浦市の景観上重要な位置にある。	◎	市の管理する公共施設の中でも市内外への知名度が高く、また、公園の行事だけでなく、第二駐車場が年間を通して様々なイベントの会場となることが多いため、そちらの訪問客への景観PRともなる。 公園の景観を撮影する目的の来園者も多いことから、良好な景観の形成のため、景観重要公共施設の指定を行う必然性が高い。
百目木公園 (百目木200番地)	都市整備課 (百目木公園管理組合)	なし	地区公園 面積:7ha	○	○	○	百目木公園は、小櫃川に面した地区公園であり、景観計画では田園・集落エリアに属する景観拠点となっている。 旧小櫃川と小櫃川に挟まれた位置にあり、地下水を利用した渓谷風の修景プールなど6つのプールや、大小の岩を配された園内を巡る水路など、豊かな水源を活用した景観が整備されている。 公園の利用者は平川地区に限らず内外からも訪れており、水を利用して作り上げた景観として重要な位置にある。	△	特にプールの開く時期である夏場の利用者が多く、市内の景観拠点としての重要度は高い。 ただし、周辺、特に駐車場画面する堂谷地区側の入り口付近は、市街化調整区域であるとともに、広域農道の路線沿いのため、屋外広告物の禁止地域となっているなど、規制が厳しいことから、指定の優先順位は高くない。
海浜公園 (南袖36番地)	千葉県都市計画課 (株塚原緑地研究所)	H29優秀賞	H16供用開始 面積:8ha	◎	○	○	袖ヶ浦海浜公園は、袖ヶ浦市南袖の工業地帯先端部に位置する親水公園であり、市の景観計画では工業地エリアの景観拠点として位置づけられている。 千葉港(千葉～袖ヶ浦沿岸部一帯)南部の親水公園として、また海に面した憩いの場として千葉県が整備した公園施設で、園内には海沿いのプロムナードをはじめ、東京湾をかたどった広場や広い芝生広場、ピクニック広場がある。 展望塔からは東京湾アクアラインや海ほたる、天気の良い日には対岸の街並みや富士山、東京スカイツリーも望めるなど、景観に恵まれたポイントにあり、平成29年度の景観まちづくり賞ではプロムナードからの眺望が優秀賞に選ばれている。	○	市ではなく県が管理する公共施設であるが、氣志團万博で知名度が高く東京湾の景観についても評価が高い。 周辺が工業地帯に囲まれているため緑化が進んでいるが、良好な景観の形成形成の観点から、管理者と共通認識を持つという意味でも、景観重要公共施設の指定を行う必然性が高い。
新堰公園 (蔵波1002-3)	都市整備課	なし	風致公園	○	○	○	新堰公園は、袖ヶ浦市内陸部の台地にある風致公園で、市の景観計画では畑地・集落エリアの景観拠点として位置づけられている。 その名のとおり、新堰という名前の農業用ため池に隣接して整備された公園で、水と身近な景観を持つ。また、なだらかな丘陵部かつ畑や木々に囲まれた立地であり、周辺の緑を一望することが出来る。	△	毎年新堰公園祭りというイベントを実施しており、丘陵地帯の風致公園として良好な景観を持つが、周辺は市街化調整区域で開発などの制限もあり、市街化区域からも離れていることから、景観重要公共施設の指定を行うことで景観の維持のための規制をかけるという観点では、その優先順位は高くない。
高須箕和田線 (奈良輪地先)	土木管理課	なし	市道 神納～南袖 (海側地区～南袖間工事中)	×	×	×	高須箕和田線は、現在延伸工事中の市道であり、完成時には国道16号から海浜公園通りに接続する。市の景観計画では市街地エリアと工業地エリアを結び位置にある。 平成29年の袖ヶ浦アンダーパス開通や、海側地区の居住者の増加に伴い、交通量が増加しており、完成時には金田インターやMOP木更津の利用者にとって、利便性が高い道路となることから、今後も交通量の増加が見込まれる。 海浜公園や海浜公園通りといった景観資源に繋がる主な交通路となることから、それらとの調和をはかった整備を行っていくことが重要である。	△	現在すでに工事実施中の道路であり、整備段階での規制等を設けることは難しい。また、位置づけとしては他の景観拠点を連携させる路線であり、海側地区部分はすでに地区計画と景観形成推進地区指定で町並み形成を誘導しているため、指定の優先順位としては後回しになる。
海浜公園通り (南袖地先)	土木管理課	H28まちなみ 景観部門賞	市道 南袖の海岸沿いに 伸びる	◎	○	○	海浜公園通りは、南袖の工業地帯の西端部に位置する、東京湾に面した市道である。市の景観計画では工業地エリアに属している。 名前のとおり袖ヶ浦海浜公園に向かって伸びる道路であり、東京湾アクアラインや、対岸の東京・神奈川の街並みを一望できることから、景観上恵まれた立地である。 海側にワシントンヤシを植樹しており、アメリカ西海岸のような景観から、ネット上では千葉フォルニアと呼ばれることがある。 工場が立ち並ぶ海岸地帯の道路の中で、この海浜公園通りは独特の景観を作り出しており、平成28年度には海浜公園通りからの景観を撮った写真が、景観まちづくり賞のまちなみ景観部門賞を受賞しているなど、袖ヶ浦市の景観上重要な位置にある。	○	海浜公園に向かう車両が通行するだけでなく、ヤシの木の立ち並ぶ通りの景観自体が市内でも有数のものであり、写真撮影を行う人も多い。 その反面、撮影者の車道横断や路上駐車により道路交通上の危険が生じており、景観の維持だけでなく、行為の制限による今後の事故防止のためにも、景観重要公共施設の指定を行う必然性が高い。
広域農道(袖ヶ浦 フラワーライン) (神納～三箇地先)	農林振興課(維持管理)、君津農業事務所 (所有) ※広域農道部分 土木管理課 ※市道部分	H27大賞	景観計画上は広域 農道となっている が、広域農道と市 道で構成されてお り、景観計画の範 囲の道路名称では 袖ヶ浦フラワーラ インが正しい。	○	○	○	広域農道(袖ヶ浦フラワーライン)は、袖ヶ浦市を東西に横断する市の幹線道路であり、市内外の多くの車両が利用している。市の景観計画では景観軸として位置づけられている。 市の田園・集落エリアを走る道路であることから、ほぼ全域にわたって一面の田園風景に囲まれ、沿道沿いは建築物や工作物も少なく、開放感広がる展望の良い道路である。館山道より西側では、天気の良い日には鮮やかな富士山を見ることが出来る。 また、沿道や河川敷の一部を使って、地域住民による花の植栽が行われており、春から秋にかけて様々な花を楽しむことができる。一部はアクアラインマラソンのコースとなっていることから、沿道にコスモスが咲く時期に多数の応援客が訪れることになる。	△	市内の幹線道路の一つであり、沿道の景観も良好な路線であり、その景観の維持は重要である。 ただし、周辺は市街化調整区域で開発などの制限もあり、屋外広告物の禁止地域としてもすでに指定済みであることから、景観の重要公共施設の指定を行う場合でも、その優先順位は高くない。

令和元年度袖ヶ浦市景観まちづくり賞について

1. 実施概要

(1) 目的

景観まちづくりを広げていくため、景観計画に基づき、地域の景観形成に貢献している取り組みなどを募集し、景観まちづくり賞として表彰する。

平成30年度に引き続き、景観まちづくりの取り組みについて応募を行うこととし、良好な景観の形成に向けた模範的な取り組みに対して表彰を行うことで、さらなる取り組みへの意欲を高め、良い取り組みがより多くの市民、事業者に広がることを目指す。

(2) 募集内容

地域住民又は事業者等による、地域（市内）の特徴、魅力、美しさや潤いなどを感じさせる景観づくりに関連する取り組みとする。

(3) 募集の周知方法

広報そでがうら、景観まちだより、市ホームページ及び市ツイッターの掲載、長浦駅、袖ヶ浦駅の電光掲示板での告知並びに各公民館等でのポスター掲示により行う。

また関係各所に対し、景観まちづくりに関する活動を行っている団体等についての推薦をしてもらい、表彰されていない取り組みの掘り起しを行う。

- | | |
|-------|---|
| 6月1日 | ・景観まちづくり賞募集開始
・広報そでがうら及びホームページへの掲載
公民館(5箇所)、図書館(2箇所)、袖ヶ浦公園花のテラス、袖ヶ浦バスターミナル、長浦駅、袖ヶ浦駅、臨海スポーツセンター、袖ヶ浦市健康づくり支援センター、袖ヶ浦市農畜産物直売所「ゆりの里」、C&Cのぞみ野マルシェへのポスター掲示
・関係各課への推薦依頼 |
| 6月3日 | 市ツイッター、ガウラツイッターへの掲載 |
| 6月4日 | 景観まちだよりへ掲載と回覧依頼（市内全域） |
| 7月31日 | 募集期限 |

(4) 応募方法

応募用紙を、市役所、各公民館から入手、または市のホームページから様式をダウンロードして、必要事項を記入の上、取り組みを実施している写真を添え、郵送、持参あるいは、電子メールにより、都市整備課に送信する方法で行う。

(5) 賞の種別・表彰の対象

景観まちづくり賞の受賞部門は、本市の景観まちづくりの基本的な方針から、**景観育成部門、景観保全部門、景観創出部門及び景観学習部門**の4部門及び審査員賞（大賞、奨励賞）とする。

①景観育成部門 はぐくみ賞

「一人ひとりの行動・取り組みで育む景観づくり」の方針により、自主的かつ積極的な活動により顕著な功績があった取り組みなど

（景観を育む活動として、違反広告物除却、地域の魅力を活かす活動など）

②景観保全部門 まもり賞

「歴史・自然により形成された景観の保全」の方針により、歴史的なまちなみ景観の形成及び保全に寄与している取り組みなど

（景観を守る活動として、保存樹木・生垣・自然環境の保全、里山の再生など）

③景観創出部門 つくり賞

「市の特徴を活かした景観づくり」の方針により、新しい良好な景観の創出に資する取り組み、周辺環境に調和した植栽、デザイン、色彩等について特に工夫した取り組みなど

（景観を造る活動として、草花の植栽等による地域の環境美化及び魅力ある田園空間の創出、特に工夫した取り組みなど）

④景観学習部門 まなび賞

「景観まちづくりの学習」の方針により、景観を学ぶ活動を通して、市の景観の良さを紹介している取り組みなど

⑤審査員賞

・大賞

特にすぐれた模範とすべき景観まちづくりの取り組み

・奨励賞

良好な景観に対する配慮がされ、市内に広がることが望まれる取り組み

(6) 審査の方法

審査員については、庁内の景観行政に関連する課職員（景観まちづくり推進のための専門部会）及び市景観審議会委員により書類審査等にて行う。

(7) 審査結果の公表及び表彰

審査員審査の結果により受賞者を決定する。受賞者への通知及び表彰式での賞状授与等を行い、広報そでがうら及び市ホームページ等により紹介する。

審査の基準（評価の考え方）（案）

評価項目	応募者 項目毎に、該当すると考えられる場合は○印を、 特に優れている場合は◎印を付けて下さい。 該当しない場合は空欄として下さい。	
景観育成部門	○	◎
・自主的に活動されている。	自主的かつ計画的な活動をしている。	予定を広く知らせ、自主的に参加できる機会を設けている。
・積極的活動され取り組みの頻度が多い。	月に 2 回程度実施している。	週に 1 回程度実施している。
・取り組みが地域へ展開されている。	活動人数が増加している。	活動人数が増加し、地域も拡大している。
・地域の魅力を活かす取り組みとなっている。	地域の地形、自然等の景観資源を活かしている。	広範囲に景観資源を活用している。
・取り組みが持続可能となっている。	毎年継続している。	5 年以上継続している。
景観保全部門	○	◎
・景観を守る取り組みとなっている。	良好な景観を阻害するものを取り除いている。	広範囲に取り組んでいる。
・歴史的な景観の保全に寄与している。	宿場、街道、史跡、催し等の歴史的な景観を保全している。	歴史的な景観を発見し、継続的に保全している。
・文化的な景観の保全に寄与している。	祭りや季節の行事等により季節特有の景観づくりをしている。	様々な地域で行われている。
・まちなみ景観の形成に寄与している。	街並み等の維持向上により、快適な住環境を形成している。	広く市街地として良好な街並みを形成させている。
・自然環境の保全に寄与している。	植栽等による緑化や里山、谷津田等の適切な管理を行っている。	広範囲に自然環境を保全している。
景観創出部門	○	◎
・新しい景観を創出している。	取り組みにより、新たな景観が創出されている。	広範囲に新たな景観が創出されている。
・魅力ある景観を創出している。	地域にふさわしく、住民に好まれる景観が形成されている。	地域住民が誇れる景観となっている。
・周辺環境に調和した花木、意匠及び色彩等となっている。	花木や建造物等の形態及び色彩が周辺環境と調和している。	四季折々の草花や植栽により、年間を通した取り組みとなっている。
・創意工夫した取り組みである。	取り組み方、参加方法等を工夫している。	景観づくりと共に参加意欲を高める工夫をしている。
・地域の環境美化へ寄与している。	地域の生活環境の美化に、貢献している。	地域環境が良好な状態として保たれている。
景観学習部門	○	◎
・景観について学ぶ機会となっている。	散策等により景観について、見て考える機会を設けている。	市民の学習の成果として公表されている。
・地域の魅力を伝える機会となっている。	地域の子供たちが参加する機会がある。	子ども会や学校等と連携し、地域の魅力を伝える機会となっている。
・身近な取り組みとして誰もが体験できる。	誰もが参加できるように予定を公開している。	広報紙やホームページ等により広く開催案内をしている。
・市の景観を広く紹介している。	地域の景観を紹介する資料等を作成している。（応募資料にある場合）	広報紙やホームページ等により広く良好な景観について紹介している。
・各種媒体による広報活動をしている。	取り組みを紹介するホームページ、広報紙等を作成している。（応募資料にある場合）	広報紙やホームページを随時見ることが出来る。

景観まちづくり賞（景観づくりの取り組み）受賞歴

部門（賞名）	平成22年度①	平成22年度②	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
育成部門 （はぐくみ賞）	美化ボランティアのつどい  飯富蔵波台線沿線の花いっぱい運動		神納神楽ばやし保存会  神楽ばやしによる地域文化の交流（卒土神社、神納地区）	富士見公園愛好会  富士見公園の花壇整備・清掃活動（福王台見公園）	池畔の植物をまもる会  荒れた池畔への花の植栽（奈良輪）	大曽根・勝環境保全会  景観形成活動や環境保全活動（大曽根・勝地区）	平岡小学校幽谷分校  ホタルの繁殖・放流
創出部門 （つくり賞）	農地・水・環境保全向上対策協議会  広域農道沿い花の植栽等地域協働活動		ひまわり生産出荷組合  ひまわりの植栽と地域への開放（飯富、下新田の畑）	いいとみ花の会  小中学校通学路沿いの空き地への花の植栽（根形小中学校通学路）	根形中学校PTA  壁画作成（根形中学校通学路トンネル内）	蔵波台若草西自治会  地域に愛される公園の管理・植栽（蔵波）	神納花の15会  広域農道沿いの植栽活動
学習部門 （まなび賞）	里山を歩く会  久保田区里山の環境整備		中川ピオトープの会  中川ピオトープによる環境学習（小櫃川河川敷）	平岡小学校幽谷分校  ホタルの観察・飼育・放流活動（松川沿いの清流）	袖ヶ浦市風保存会  「神風」の伝統文化・技能の習得、継承（市内各地）	平岡小学校幽谷分校  みどりのカーテンの制作（川原井地区）	里山を歩く会  散策道の管理・野外学習支援
保全部門 （まもり賞）	上総自然学校  川原井の里山。谷津田の再生		椎の森里山会  植栽や田んぼの復元による里山の再生（椎の森自然環境緑地）	特定非営利活動法人 ぽぴあ  違反広告物除却ボランティア活動（昭和地区等）	百目木農村環境保全会  耕作放棄地への花壇造成活動（県道馬来田停車場中川線沿い）	阿部区  地域の伝統文化、かしま人形の制作（阿部区）	FA ネット  清掃活動による地域環境づくり（富士見台、奈良輪区）

部門（賞名）	平成22年度①	平成22年度②	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
きらめき賞（まちを彩るイルミネーション）		坂戸市場 小藤田邸  明るい坂戸市場					
奨励賞	木更津警察署少年補導員等連絡会 違反広告物除却活動	神納2丁目 加藤邸  地球・水の惑星	里山を歩く会（株）生光園  里山の赤道再生と地域住民との交流（久保田の里山）	ガウランド花の会  ガウランド敷地内の花壇整備（袖ヶ浦健康づくり支援センターガウランド）	今井3丁目なぎさ自治会  ウィンターイルミネーション（今井第一公園）	郷土博物館市民学芸員万葉グループ  郷土博物館万葉植物園の整備（下新田地区）	萩野石油  桜のライトアップ（南総昭和線沿い）
	長浦わかば自治会  市道脇空き地の美化	神納2丁目 大柳邸  癒しの空間	中富ふれあいの会  花いっぱい活動による青少年健全育成と環境美化（平川地区の公民館と駅周辺）		はなの会  高須会館の植栽活動		
		 大空に鯉のぼりを掲げる会 小櫃川の鯉のぼり		永吉 網倉邸  三角形をテーマとしたイルミネーション			
	大賞	里山を歩く会（まなび賞）					

平成30年度 景観まちづくり賞

～ 景観づくりの取組みを紹介します ～

景観まちづくりを広げていくため、地域の景観形成に貢献している取組みなどを募集しました



○育成部門 はぐくみ賞

（蔵波台愛犬クラブ）
蔵波台における美化活動

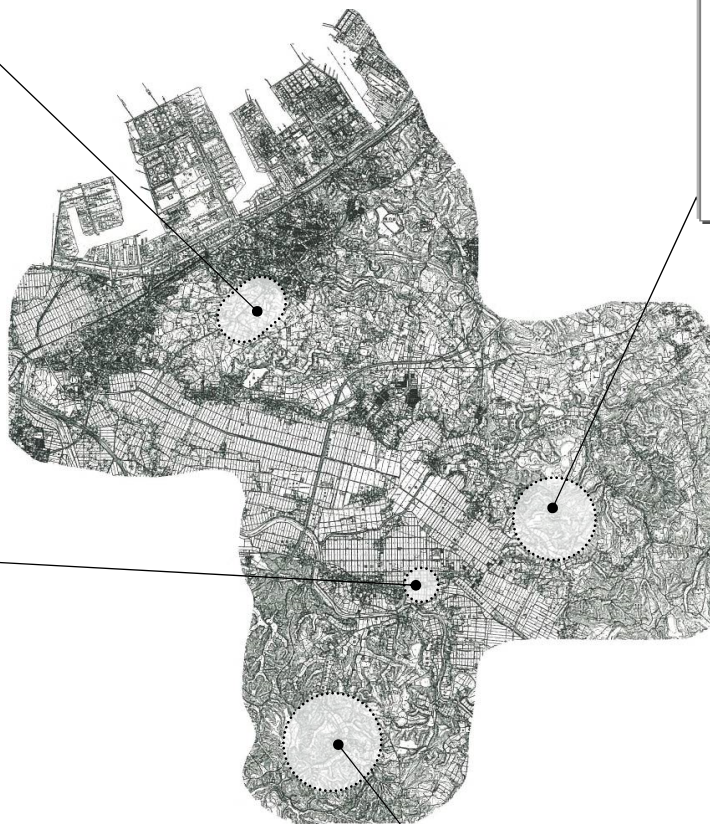


○保全部門 まもり賞 （アクション・グリーン）

枝落としや倒木処理等
による里山の保全



N
↑
位置図



○大賞 ○学習部門 まなび賞 （中富ふれあいの会） 地域住民の絆づくりの 一環としての花いっぱい活動



○創出部門 つくり賞 （宮田環境保全会） 槍水川沿いへのアジサイの植栽

